

# コンテンツ【建具】 ソフトウェア使用許諾契約

重要：以下の使用許諾契約内容を必ず最初にお読みください。

アド設計は、お客様が本使用許諾契約の条件（以下「本契約」）に同意した場合に限り、「コンテンツ【建具】」の使用権を許諾します。

お客様がソフトウェアを使用した場合、本契約の条件に同意したものとみなされます。本契約で許可されている場合を除いて、このソフトウェアをコピーまたは使用することは認められず、著作権の侵害とみなされます。

## 1 使用権の許諾範囲

アド設計はお客様に対して、この使用許諾契約（以下「本契約」）の条件に基づき、この「コンテンツ【建具】」（以下「本ソフトウェア」）をお客様が所有するかお客様の管理下にあるコンピュータで使用する、非独占的で譲渡不能な使用権を許諾します。

本契約は、単独のユーザが本ソフトウェアを同時に 1ヶ所にある 1台のコンピュータにインストールし使用することを許諾するものです。

## 2 禁止事項

(1) 本契約で許可されている場合を除き、本ソフトウェアまたはドキュメントをコピーまたは使用すること。

(2) 本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。

(3) アド設計の事前の書面による同意なしに、本ソフトウェア、ドキュメント、または本契約によって認められた権利の全部または一部を他の者に配布、賃貸、貸与、リース、販売またはサブライセンスしたり、その他の方法により譲渡したりすること。

(4) 本ソフトウェアをインターネット上でインストールまたは使用すること（Webホスティングや他の類似のサービスに接続して使用することも含む）。またはお客様のコンピュータシステムもしくはその他において、インターネットを通じ、サードパーティに対して本ソフトウェアを利用可能にすること。

(5) 本ソフトウェアまたはドキュメントから財産権の表示、ラベルまたはマークを除去、変更または隠蔽すること。

(6) いかなる目的でも、本ソフトウェアまたはドキュメントを変更、翻訳、翻案または改造したり、本ソフトウェアまたはドキュメントに基づく派生物を作成したりすること。

(7) 本ソフトウェアに関連して、アド設計が使用しているコピー・プロテクションのいずれかの形式を回避または除去する装置、デバイス、ソフトウェアその他の手段を使用すること。

## 3 著作権

本ソフトウェア、ドキュメント、およびお客様が作成したそれらのコピーに関する著作権はアド設計および権利者に帰属します。本ソフトウェアやドキュメントを無許可でコピーしたり、上記の制限に違反した場合は、本契約は自動的に終了するものとします。

本契約はお客様にいかなる知的財産権をも譲渡するものではありません。

## 4 免責

アド設計は本ソフトウェアの運用結果について、いかなる責任も負いません

## 5 一般条件

本契約および許諾された使用権は、契約したお客様が破産するか、民事再生手続、会社更生、会社清算等を開始した場合には、アド設計による通知や措置なくして終了します。